

1 計画の目的及び位置付け

(1) 計画策定の背景と目的

近年、適切な管理が行われていない空家等^{*1}が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、空家数の増加とあわせ社会的な問題となっております。

本市は、平成25年10月に「本庄市空き家等^{*2}の適正管理に関する条例」（以下、「条例」という。）を施行し、空家等対策に取り組んでまいりました。

国においては、平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「法」という。）を公布し、平成27年5月に全面施行されました。また、国は、平成27年2月に「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（基本指針）」（以下、「国指針」という。）を告示し、市町村、都道府県、国の役割を明確にするとともに、空家等対策計画についての基本的な考え方を示しました。

その後、本市では、平成27年度より市内の空家等の所在調査及び実態調査を行った結果、市内全域にて空家等である可能性が高い建築物^{*3}又はこれに附属する工作物^{*4}（以下、「建築物等」という。）が1,706戸存在することが確認されました。

こうした状況を踏まえ、本市の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的として、「本庄市空家等対策計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

（*の用語については、資料編「用語集」参照。）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

（空家等対策計画）

第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な指針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3・4 （略）

(2) 計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である「本庄市総合振興計画^{※5}」、都市計画の基本的な方針である「本庄市都市計画マスタープラン^{※6}」や「本庄市立地適正化計画^{※7}」等の下位計画として、本市が取り組む空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な方針や対策の方向性などを示す計画として位置付けます。

また、条例に基づく空家等への対応を盛り込み、国指針に即して策定すると共に、本計画の推進に際して、関連計画と連携して取り組みます。

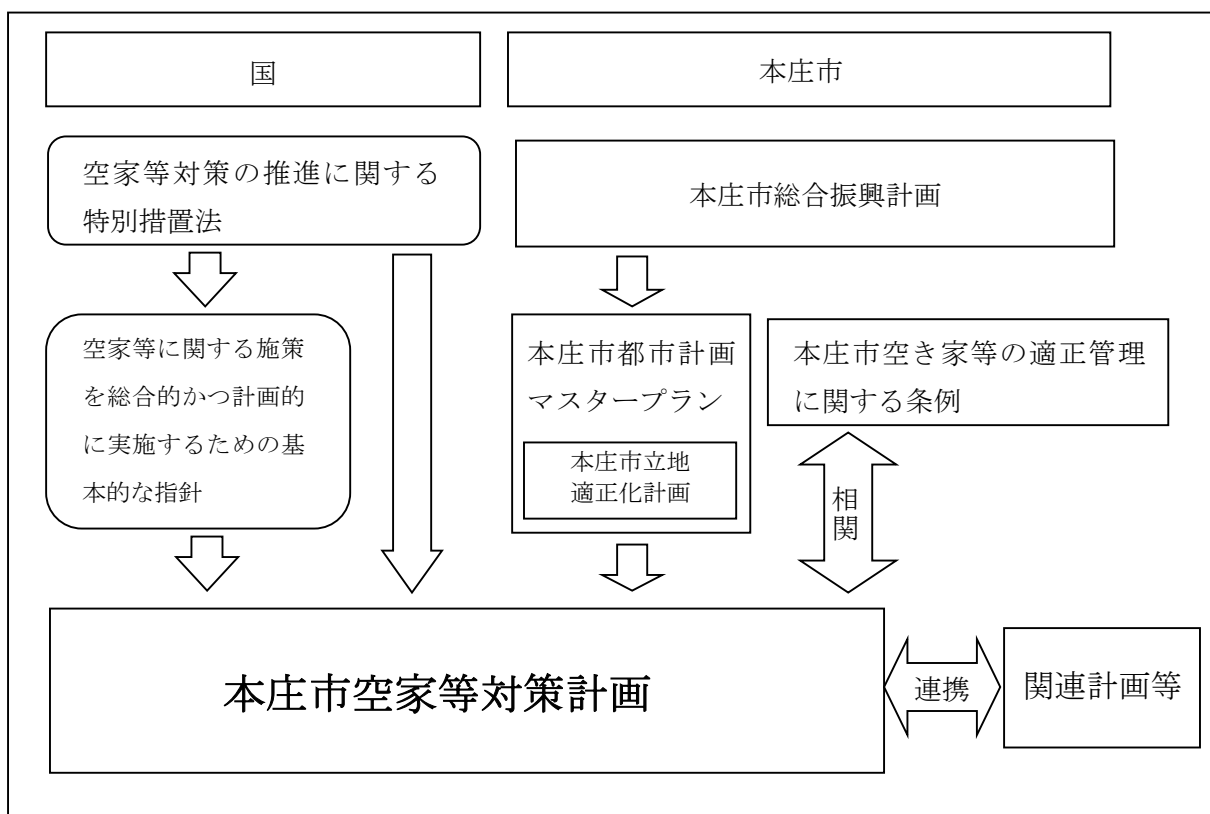


図1 本計画の位置付け

(3) 計画期間

本計画の期間は、本庄市総合振興計画下での計画推進、及び次期総合振興計画の内容を反映させた本計画の見直しの実施を考慮して、総合振興計画の最終年度である令和9年度までとします。

なお、社会情勢等の変化に伴い、概ね5年ごとに見直しを行うものとします。

(4) 対象とする空家等の種類

本計画の対象とする空家等は、法第2条第1項で規定する「空家等」とし、建築物等であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの^{※8}、及びその敷地とします。

また、空家等のうち、法第2条第2項で規定する、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態等にあると認められるものを「特定空家等^{※9}」とします。

(5) 対象区域

平成27年度より実施しました所在調査及び実態調査の結果によると、空家等が市内全域に分布していることから、本計画において対象とする区域は、市内全域とします。

ただし、今後、特定空家等が集中的に発生した地区が生じた場合などは、良好な生活環境の保全を図るために、重点的に対策を進める地区を設けることを検討します。